



初版日：2021年7月20日
最終改訂日：2025年6月30日

製品安全データシート

【1】製品及び会社情報

製品名 Wheat/Gluten ELISA Kit

会社名 株式会社森永生科学研究所
住所 横浜市鶴見区下末吉二丁目1番1号
担当部門 品質保証部
電話番号 045-586-2514
FAX番号 045-586-2517
整理番号(SDS No.) GHS-SA-01

【2】危険有害性の要約

本キットには危害物質および非危害物質が含まれております。下記に危害物質について記載しております。

(1) ドデシル硫酸ナトリウム（※含有するキットの構成成分：Extraction Component A）

健康に対する有害性

眼に対する重篤な損傷・眼刺激性 : 区分2B

特定標的臓器・全身毒性 : 区分3
(単回ばく露)

特定標的臓器・全身毒性 : 区分2
(反復ばく露)

環境に対する有害性

水生環境急性有害性 : 区分3

絵表示又はシンボル



注意喚起語

: 危険

危険有害性情報

: 目刺激

呼吸器への刺激のおそれ

長期または反復暴露による腎臓の障害のおそれ

水生生物に有害

注意書き

安全対策

: この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。
: 適切な保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護マスクを着用すること。
: 取扱い後はよく手を洗うこと。

救急処置

: 眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用してい
て容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。

: 皮膚についた場合、多量に水と石けんで洗うこと。

: 皮膚または毛髪に付着した場合、直ちに汚染された衣類を脱ぐこと、取り除くこと

保管

: 直射日光を避け、なるべく涼しい場所に密閉して保管すること。

施錠して保管すること。

廃棄

: 内容物、容器は法令に従って廃棄すること。

(2) 硫酸（※含有するキットの構成成分：Stop Solution）

健康に対する有害性

皮膚腐食性・刺激性 : 区分1A

眼に対する重篤な損傷・眼刺激性 : 区分1

傷・眼刺激性 : 区分1
特定標的臓器・全身毒性 : 区分1
(単回ばく露)

特定標的臓器・全身毒性 : 区分1
(反復ばく露)

環境に対する有害性
水生環境急性有害性
絵表示又はシンボル

: 区分2



注意喚起語
危険有害性情報

: 危険
: 重篤な皮膚の薬傷・眼の損傷
: 重篤な眼の損傷
: 呼吸器系の障害
: 長期又は反復ばく露による呼吸器系の障害

注意書き
安全対策

: 粉じん、ミスト、蒸気を吸入しないこと。
: この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。
: 適切な保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護マスクを着用すること。
: 取扱い後はよく手を洗うこと。

応急処置

: 吸入した場合、被災者を新鮮な空気のある場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
: 眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
: 飲み込んだ場合、口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。
: 飲み込んだ場合、皮膚(または髪)に付着した場合、吸入した場合、または眼に入った場合は、直ちに医師に連絡すること。
: 気分が悪い時は、医師の診察を受けること。
: 施錠して保管すること。
: 内容物、容器は法令に従って廃棄すること。

保管
廃棄

【3】組成、成分情報

(1) ドデシル硫酸ナトリウム

単一製品・混合物の区別 : 単一製品
化学名又は一般名 : n-ドデシル硫酸ナトリウム
別名 : ラウリル硫酸ナトリウム
成分及び含有量 : n-ドデシル硫酸ナトリウム (濃度は非公開)
化学式 : $\text{CH}_3(\text{CH}_2)_{11}\text{OSO}_3\text{Na}$
CAS番号 : 151-21-3
官報公示整理番号
化審法 : (2)-1679
安衛法 : 公表
危険有害成分 : n-ドデシル硫酸ナトリウム

(2) 硫酸

単一製品・混合物の区別 : 単一製品
化学名又は一般名 : 0.5mol/l硫酸
成分及び含有量 : 硫酸の0.5mol/l(4.9%)水溶液
化学式 : H_2SO_4
CAS番号 : 7664-93-9
官報公示整理番号
化審法 : (1)-430
安衛法 : 公表
危険有害成分 : 硫酸

【4】応急処置

(1) ドデシル硫酸ナトリウム

吸入した場合 : 新鮮な空気のある場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
: 気分が悪い時は、医師に連絡すること。
皮膚に付着した場合 : 皮膚を流水、シャワーで洗うこと。
: 気分が悪い時は、医師に連絡すること。

目に入った場合	: 水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
飲み込んだ場合	: 眼の刺激が持続する場合は、医師の診断、手当てを受けること。 : 水または食塩水を飲ませて吐かせる。 : 気分が悪い時は、医師に連絡すること。
(2) 硫酸	
吸入した場合	: 新鮮な空気のある場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。 : 気分が悪い時は、医師に連絡すること。
皮膚に付着した場合	: 直ちに、皮膚を流水、シャワーで洗うこと。 : 気分が悪い時は、医師に連絡すること。 : 皮膚刺激性が生じた場合、医師の診断、手当てを受けること。
目に入った場合	: 水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。 : 眼の刺激が持続する場合は、医師の診断、手当てを受けること。
飲み込んだ場合	: 口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。 : 気分が悪い時は、医師に連絡すること。
予想される急性症状及び 遅発性症状	: 吸入：灼熱感、咳、息苦しさ、息切れ、咽頭痛。 : 皮膚：発赤、重度の皮膚熱傷、痛み、水疱。 : 眼：発赤、痛み、かすみ眼、重度の熱傷。 : 経口摂取：腹痛、灼熱感、吐き気。
最も重要な兆候及び症状	: データなし

【5】火災時の処置

消火剤	: この製品自体は、燃焼しない
使ってはならない消火剤	: 特になし
特有の危険有害性	: 火災によって刺激性、腐食性及び/又は毒性のガスを発生するおそれがある。
特有の消火方法	: 危険でなければ火災区域から容器を移動する。 : 消火後も、大量の水を用いて十分に容器を冷却する。
消火を行う者の保護	: 消火作業の際は、適切な空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。

【6】漏出時の処置

(1) ドデシル硫酸ナトリウム

人体に対する注意事項、 保護具および緊急措置	: 作業者は適切な保護具（『8. ばく露防止措置及び保護措置』の項を参照）を着用し、眼、皮膚への接触や吸入を避ける。 : 関係者以外の立入りを禁止する。 : 風上から作業をして、風下の人を退避させる。 : 適切な防護衣を着けていないときは破損した容器あるいは漏洩物に触れてはいけません。
環境に対する注意事項 回収・中和	: 漏出した製品が河川等に排出され、環境への影響を起さないように注意する。 : 少量の場合 乾燥土、砂や不燃材料で吸収し、あるいは覆って密封できる空容器に回収する。 : 大量の場合 盛り土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いて回収する。

(2) 硫酸

人体に対する注意事項、 保護具および緊急措置	: 作業者は適切な保護具（『8. ばく露防止措置及び保護措置』の項を参照）を着用し、関係者以外の立入りを禁止する。 : 風上から作業をして、風下の人を退避させる。 : 適切な防護衣を着けていないときは破損した容器あるいは漏洩物に触れてはいけません。
環境に対する注意事項 回収・中和	: 漏出した製品が河川等に排出され、環境への影響を起さないように注意する。 : 乾燥砂又は土等で流出物を吸引して化学廃棄物容器に入れる。 : 消石灰、ソーダ灰等で中和し、大量の水で洗い流す。
二次災害防止策	: 有機物、可燃物と接触させない。

【7】 取扱い及び保管上の注意

取扱い	
技術的対策	: 皮膚に付けたり、蒸気を吸入しないように適切な保護具を着用する。
安全取扱い注意事項	: 取扱いは換気の良い場所で行う。
保管	
適切な保管条件	: 直射日光を避け、換気の良い場所に密栓して保管する
安全な包装容器材料	: ガラス、ポリエチレン、ポリプロピレン等

【8】 ばく露防止及び保護措置
(1) ドデシル硫酸ナトリウム

管理濃度	: 未設定
許容濃度（ばく露限界値、生物学的ばく露指標）	
日本産業衛生学会（2009年版）	: 未設定
A C G I H（2009年版）	: 未設定
保護具	
呼吸器の保護具	: 必要に応じて空気呼吸器を着用すること。
手の保護具	: 必要に応じて、ゴム製などの不浸透性の手袋を着用する。
眼の保護具	: 必要に応じて保護眼鏡または安全ゴーグルを使用すること。
皮膚及び身体の保護具	: 必要に応じて、不浸透性の保護具を着用すること。
衛生対策	: 取扱い後はよく手を洗うこと。

(2) 硫酸

管理濃度	: 未設定
許容濃度（ばく露限界値、生物学的ばく露指標）	
日本産業衛生学会（2009年版）	: 1mg/m ³ 最大許容濃度
A C G I H（2009年版）	: TLV-TW, 0.2mg/m ³
設備対策	: 取扱いについては、できるだけ密閉された装置、機器または局所排気装置を使用する。
保護具	: 必要に応じて酸性ガス用防毒マスクを着用すること。
呼吸器の保護具	: 耐酸性の不浸透性保護手袋を着用すること。
手の保護具	: 保護眼鏡または安全ゴーグルを使用すること。
眼の保護具	: 必要に応じて、不浸透性の保護具を着用すること。
皮膚及び身体の保護具	: 取扱い後はよく手を洗うこと。
衛生対策	

【9】 物理的及び化学的性質
(1) ドデシル硫酸ナトリウム

物理的状態	
形状	: 液体
色	: 無色
臭い	: わずかな特異臭
p H	: 7.5 - 9.0
融点・凝固点	: データなし
沸点、初留点及び沸騰範囲	: データなし
引火点	: 不燃性
自然発火温度	: 不燃性
燃焼性（固体、ガス）	: 不燃性
爆発範囲	: データなし
蒸気圧	: データなし
蒸気密度	: データなし
蒸発速度（酢酸ブチル = 1）	: データなし
比重（密度）	: 約1.0g/ml (20℃)
溶解度	: 水：自由に混合
オクタノール・水分配係数	: データなし
分解温度	: データなし
粘度	: データなし
粉じん爆発下限濃度	: データなし

最小発火エネルギー : データなし
体積抵抗率(導電率) : データなし

(2) 硫酸

物理的状態

形状 : 液体
色 : 無色
臭い : 無臭
pH : 0.3
融点・凝固点 : 約-2℃
沸点、初留点及び沸騰範囲 : 約100℃
引火点 : 不燃性
自然発火温度 : データなし
燃焼性(固体、ガス) : 不燃性 : ICSC(J)(2002)
爆発範囲 : データなし
蒸気圧 : データなし
蒸気密度 : データなし
蒸発速度(酢酸ブチル = 1) : データなし
比重(密度) : 1.03g/ml (20℃)
溶解度 : 水 : 自由に混合
オクタノール・水分配係数 : データなし
分解温度 : データなし
粘度 : 1.11cP(20℃)
粉じん爆発下限濃度 : データなし
最小発火エネルギー : データなし
体積抵抗率(導電率) : データなし

【10】安定性及び反応性

(1) ドデシル硫酸ナトリウム

安定性 : 法規制に従った保管及び取扱においては安定と考えられる。
危険有害反応可能性 : 強酸化剤と接触すると、反応することがある。
避けるべき条件 : 日光、熱
混触危険物質 : 強酸化剤と接触すると、反応することがある。
危険有害な分解生成物 : 一酸化炭素、硫黄化合物

(2) 硫酸

安定性 : 法規制に従った保管及び取扱においては安定と考えられる。
危険有害反応可能性 : アルカリ性物質と接触すると反応する。
避けるべき条件 : 日光、熱、アルカリ性物質との接触
混触危険物質 : 多くの金属類、強酸化剤、強酸、強アルカリ
危険有害な分解生成物 : 熱分解により、刺激性のガスや上記が発生する可能性がある。

【11】有害性情報

(1) ドデシル硫酸ナトリウム

急性毒性
経口 : 区分外
ラウリル硫酸ナトリウムとして
経口 ラット LD50 1290mg/kg
経皮 : 区分外
吸入(蒸気) : 分類できない
吸入(ミスト) : 分類できない
皮膚腐食性・刺激性 : 区分外
成分のドデシル硫酸ナトリウムはウサギを用いた皮膚刺激性試験で軽度の刺激がみられるが、濃度が十分に低いため区分外とした。
眼に対する重篤な損傷・刺激性 : 眼に対して刺激性がある(区分2B)
ウサギの眼にたいして中程度の刺激性があるので、区分2Bとした。
呼吸器感作性又は皮膚感作性 : 呼吸器感作性 : 分類できない
皮膚感作性 : 分類できない
生殖細胞変異原性 : 区分外

発がん性	: 分類できない
生殖毒性	: 分類できない
特定標的臓器・全身毒性 (単回暴露)	: 区分3(短期暴露で気道刺激性のおそれ) マウス、ウサギ、モルモットでのエアロゾル暴露で気道刺激性がみられる、短期暴露で気道刺激性がみられるとの記述から区分3とした。
特定標的臓器・全身毒性 (反復暴露)	: 区分2(長期または反復暴露による腎臓の障害のおそれ) 腎尿細管の上皮細胞の空胞変性、腎糸球体の萎縮がみられた旨の記述がある。 これらの症状は区分2のガイダンス値の範囲内でみられているので、区分2(腎臓)とした。
吸引性呼吸器有害性	: 分類できない

(2) 硫酸

製剤についての情報がないため、濃硫酸について記す。

急性毒性	
経口	: 区分外 ラット LD50 2140mg/kg (SIDS,2001)
経皮	: 区分外 データなし
吸入(蒸気)	: 区分外 データなし
吸入(ミスト)	: 分類できない ラット LD50 347ppm (1時間暴露) 0.375mg/L(4時間暴露) (SIDS,2001)
皮膚腐食性・刺激性	: 濃硫酸のpHは1以下であるから、GHS分類基準に従い腐食性物質と判断され、区分1A-1Cとした。
眼に対する重篤な損傷・刺激性	: ヒトでの事故例では前眼房の溶解を伴う眼の重篤な損傷が認められたとの記述(ATSDR,1998)、ウサギの眼に対して5%溶液で中程度、10%溶液では強度の刺激性が認められたとの記述(SIDS,2001)があるので、区分1Aとした。
呼吸器感作性又は皮膚感作性	: 呼吸器感作性: データなし 皮膚感作性: 区分外
生殖細胞変異原性	: 分類できない
発がん性	: 分類できない
生殖毒性	: 区分外
特定標的臓器・全身毒性 (単回暴露)	: 区分1(呼吸器系) ヒトでの低濃度の吸入暴露では咳、息切れなどの気道刺激症状が認められており(DFGOT,2001)、高濃度暴露では咳、息切れ血痰排出などの急性影響のほか、肺の機能低下および繊維化、気種などの永続的な影響が認められたとの記述(ATSDR,1998)、およびモルモットでの8時間吸入暴露での肺の出血および機能障害が認められたとの記述(ATSDR,1998)がある。
特定標的臓器・全身毒性 (反復暴露)	: 区分1(呼吸器系) ラットでの28時間吸入暴露試験では区分1のガイダンス値範囲で咽頭粘膜に細胞増殖が認められ(SIDS,2001)、モルモットでの14日～139日間反復吸入暴露試験では区分1のガイダンス値範囲内の濃度で鼻中隔浮腫、肺気腫、無気肺、細気管支の充血、浮腫、出血、血栓などの気道および肺の障害(ATSDR,1998)が、さらに、カニクイザルでの78時間吸入暴露試験では、肺の細気管支に細胞の過形成、壁の肥厚などの組織学的変化が、区分1のガイダンス値の範囲の用量(0.048mg/L,23.5Hr/Day)で認められた。
吸引性呼吸器有害性	: 分類できない

【12】環境影響情報

(1) ドデシル硫酸ナトリウム 水生環境急性有害性

: 区分3
ラウリル硫酸ナトリウムとして 甲殻類(アメリカンロブスター) LC50 7.2mg/L/96H

水生環境慢性有害性 : 区分外

(2) 硫酸

水生環境急性有害性 : 分類できない

水生環境慢性有害性 : 区分2

【13】廃棄上の注意

(1) ドデシル硫酸ナトリウム

残余廃棄物 : 大量の水で希釈して、pHを確認したのち、下水に流す。
: 都道府県知事の許可を得た専門の廃棄物処理業者に委託処理する。
汚染容器及び包装 : 容器は清浄にしてリサイクルするか、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。
: 空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。

(2) 硫酸

残余廃棄物 : アルカリで中和した後、大量の水で希釈して処理を行う。
: 廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。
: 上記方法による処理ができない場合は都道府県知事の許可を得た専門の廃棄物処理業者に委託処理する。
汚染容器及び包装 : 容器は清浄にしてリサイクルするか、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。
: 空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。

【14】輸送上の注意

(1) ドデシル硫酸ナトリウム

国際規制
海上規制情報 : 該当しない
航空規制情報 : 該当しない
国内規制
陸上規制情報 : 規制なし
海上規制情報 : 該当しない
航空規制情報 : 該当しない
輸送の特定の安全対策及び条件 : 運搬に際しては、直射日光を避け、容器の漏れのないことを確かめ、落下、転倒、損傷がないように積み込み、荷崩れ防止を確実にを行う。

(2) 硫酸

国際規制
海上規制情報 : 該当しない
航空規制情報 : 該当しない
国内規制
陸上規制情報 : 施行令第19条の13(通行制限物質)
海上規制情報 : 危規則第3条危険物告示別表第1 腐食性物質
航空規制情報 : 施行規則第194条危険物告示別表第1 腐食性物質
輸送の特定の安全対策及び条件 : 運搬に際しては、直射日光を避け、容器の漏れのないことを確かめ、落下、転倒、損傷がないように積み込み、荷崩れ防止を確実にを行う。
緊急時応急処置指針番号 : 157

【15】適用法令

(1) ドデシル硫酸ナトリウム

労働安全衛生法 : 名称を表示すべき危険物および有害物
: ・ドデシル硫酸ナトリウム 規則別表第2の1324 令和7年4月1日施行
: 皮膚等障害化学物質等及び特別規則に基づく不浸透性の保護具等の使用義務物質・皮膚刺激性有害物質
: ・ドデシル硫酸ナトリウム 令和6年4月1日
毒物及び劇物取締法 : 非該当
化学物質排出把握管理促進法 (PRTR法) : 第一種指定化学物質
: ・ドデシル硫酸ナトリウム (1-318)
消防法 : 非該当

大気汚染防止法	: 非該当
海洋汚染防止法	: 非該当
船舶安全法	: 非該当
航空法	: 非該当
港則法	: 非該当

(2) 硫酸

労働安全衛生法	: 特定化学物質等障害予防規則・第三類 ・硫酸 別表第3第3号8 : 名称等を表示すべき危険物及び有害物 ・硫酸 規則別表第2の2229（令和7年4月1日施行） ・令別表第9の613（令和7年3月31日以前施行） : 名称等を通知すべき危険物及び有害物 ・硫酸 規則別表第2の2229（令和7年4月1日施行） ・令別表第9の613（令和7年3月31日以前施行） : 皮膚等障害化学物質等及び特別規則に基づく不浸透性の保護具等の使用義務物質・特化則等 ・硫酸
毒物及び劇物取締法	: 非該当
化学物質排出把握管理促進法（PRTR法）	: 非該当
消防法	: 非該当
大気汚染防止法	: 施行令第10条特定物質
海洋汚染防止法	: 施行令別表第1 有害液体物質(Y類物質)
船舶安全法	: 危規則第3条危険物告示別表第1 腐食性物質
航空法	: 施行規則第194条危険物告示別表第1 腐食性物質
港則法	: 施行規則第12条危険物告示腐食性物質

【16】その他の情報

参考文献	: 有機化合物辞典（1985） : 科学大辞典（1964） : 化学物質総合情報提供システム(NITE) : 化審法データベース : 化学物質等法規制便覧改訂第4版（2004）
------	--

本データシートは、現時点で入手できる資料、情報に基づいて作成していますが、すべての情報を網羅しているものではありません。
また、注意事項は通常の取扱いを対象としたものであって、特殊な取扱いをする場合にはその用途・用法に応じて安全対策を実施してください。

記載されている値は安全な取扱いのための参考情報であり、いかなる保証をなすものではありません。